



■ 就任挨拶

○高知県医師会長 永野 健五郎

○高知労働局長 磯部 隆文

■ 相談員の怒

■ 事業所訪問(株)ルネサステクノロジ高知事業所

■ 高知労働局・高知県からのお知らせ

■ 研修会・各種助成金等のご案内



独立行政法人 労働者健康福祉機構

高知産業保健推進センター

産業保健 こうち

	ご挨拶
1	ご挨拶 高知県医師会長 永野 健五郎
2	元気のある、頼りにされる労働行政を目指して 高知労働局長 磯部 隆文
	高知労働局からのお知らせ
3	長時間労働者等への医師による面接指導制度について (高知労働局労働基準部安全衛生課)
5	中小企業労働時間適正化促進助成金制度のご案内 (高知労働局労働基準部監督課)
6	機会均等推進責任者メールマガジンのご案内 (高知労働局雇用均等室)
7	トピックス
	その1 高知県医師会館で「産業医学研修会」を開催
	その2 「産業看護講座短縮Nコース」を開催
	その3 「産業保健セミナー」で「衛生管理基礎シリーズ」を開催
	その4 「海外赴任者健康管理セミナー」を開催
8	相談員の窓
	石綿による疾病の認定基準について 産業医学担当相談員 町田 健一
10	労働衛生工学シリーズ
	熱中症指標計WBGT-113のご紹介 労働衛生工学担当相談員 門田 義彦
12	事業所訪問
	(株)ルネサステクノロジ高知事業所
14	高知県からのお知らせ
	よさこい健康プラン21のご紹介 (高知県健康づくり課生活習慣病対策チーム)
	お知らせ
16	産業医学研修会のご案内
17	職場メンタルヘルス交流会のご案内・復職支援ワークショップのご案内
18	産業保健セミナーのご案内
19	産業看護研修会のご案内
20	母性健康管理研修会のご案内
21	過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会及び 精神科医等のための産業保健研修会のご案内
22	新相談員のご紹介・産業保健相談員勤務表
23	パートタイマー均衡待遇推進等助成金のご案内
24	メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関 による相談促進事業のご案内
25	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内
26	自発的健康診断受診支援助成金のご案内
	各種申込書
27	メールマガジン配信申込書
28	産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書
29	図書・ビデオ・機器等 利用申込書

ご挨拶

高知県医師会長 永野 健五郎



本年4月、高知県医師会長に就任いたしました、永野健五郎でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

さて、日本では、健康保険証さえ持っていれば、患者一部負担だけで、誰でも、いつでも、どこの医療機関でも受診することができます。国民は、わが国の医療保険制度に絶大な信頼を寄せてきました。

一方、医学の進歩と医療技術の高度化、年々高まっていく国民の医療への期待、そして高齢者の急増によって、わが国の医療費が拡大していくことは当然です。

しかし、ここ数年来、政府は医療費削減政策を続けてきたために、医療の現場では人的にも機能的にも極限状態での医療の提供が強いられ、地域医療の崩壊ともいふべき危機的状況を招いています。

社会保障制度とりわけ医療制度のあり方が大きく論じられる現在、地域住民が安心できる医療提供体制の再構築と国民皆保険制度の堅持が不可欠であります。

また、最近では、医療事故の問題が大きく取り上げられ、医療の安全および医療の質の確保のためには、財源の確保が必要で、同時に、医療への信頼の回復に努力することが重要であります。そのためには、医療に携わる各職種の人々の資質、特に医師の資

質向上が不可欠であり、生涯教育をはじめ、各種研修会を通じまして、会員の知識・技術の向上に努めております。

一方、労働安全衛生法に代表される法律、特に平成18年から過重労働の面談の義務化という、いわゆる人事、労務にかかわる部分まで産業医が立ち入ることが義務化され、仕事として付加されてまいりました。いうまでもなく、退職後の高齢者の健康にも密接に関連している就労期の健康は、労働力の確保を保障するものであり、そのような意味から、産業保健の推進は、わが国の活力の基盤である労働者の健康を保持増進するとともに、豊で活力あふれる長寿社会を構築していくための原動力になるものと確信しております。

したがって、産業保健活動は、単に事業所内の労働者の健康管理という視点で捉えるだけでなく、生涯保健という広い枠の中で、地域医療活動の一環として推進していくことが必要であります。地域の産業保健活動の拠点として地域産業保健センターならびに産業保健推進センターが設置運営されておりますが、労働者の健康の保持増進に大きく貢献するために、両センターの果たす役割はますます大きくなるものと存じます。今後ますますのご発展を祈念申し上げ、ご挨拶いたします。

元気のある、頼りにされる 労働行政を目指して

高知労働局長 磯部 隆文



7月1日付けで高知労働局長を拝命した磯部と申します。

皆様方には、労働行政の運営、特に産業保健関係施策の推進につきまして、格別のご理解・ご協力をいただいております。感謝申し上げますとともに、前任者同様、よろしくお願い申し上げます。

私は、平成元年4月から2年間、当時、鷹匠町にありました高知労働基準監督署において、第一方面主任監督官として勤務していたことがあり、18年振りに高知に帰って参りました。また、当時の高知労働基準局時代の「ゆとり連」の一員として、よさこい祭りに2回参加したことが、今でも、とても楽しかった思い出となっています。

労働者を取り巻く環境は、労働ビッグバンといわれるように、労働契約法、改正パートタイム労働法や改正最低賃金法の施行を始め、法改正や諸制度の改変等の動きがめまぐるしくなっていますし、高知県内の経済情勢及び雇用情勢は依然として大変厳しいものとなっている中で、高知労働局が果たすべき課題は、引き続き山積しています。地方分権改革の動きも気に掛かるところです。

私も、高知における労働行政の責任者として、高知県民80万人の期待に応え、労働局があつて良かった、監督署があつて良かった、

ハローワークがあつて良かったと思われて、頼りにされるよう、その職責を全うして参りたいと考えています。

特に、産業保健関係では、「メタボ」対策として注目されていますが、本年4月以降、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の健康診断項目のうち、「腹囲」と「LDLコレステロール」の検査を追加・変更しており、円滑な施行をお願いします。

また、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度については、本年4月からは常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場に対しても、その実施が義務付けられ、全面適用となっていることから、地域産業保健センターの活用をお願いします。

さらに、メンタルヘルス対策については、高知産業保健推進センターとの連携の下、メンタルヘルス不調に対する早期の気づきの対応を促進するとともに、労働者が相談しやすい環境の整備を促進することとしています。

最後に、今後とも、元気のある、県民の皆さんから頼りにされる労働行政でありたいと思っていますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力・ご支援をお願いして、着任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

長時間労働者等への医師による面接指導制度について

平成17年の労働安全衛生法の改正により長時間労働者等への医師による面接指導制度が創設され、平成20年4月1日からは常時50人未満の労働者を使用する事業場においても適用になりました。

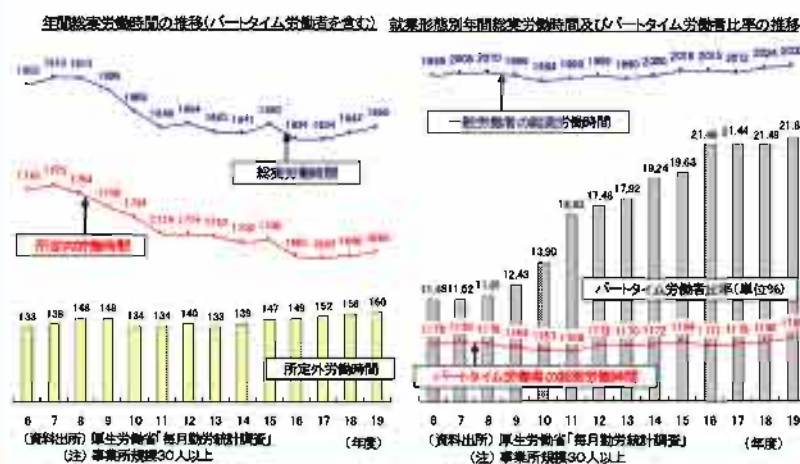
そこで、この制度が創設された背景についてご説明させていただきます。

1 労働時間の状況について

我が国の労働時間は、平成16年度には、1,834時間となっております。

一方で、近年の状況をみると、平成11年度以降、おおむね横ばいで推移しています(第1図参照)。若干の低下がみられますが、これは、労働時間の短い者の割合が増加した結果によるものです。一般労働者とパートタイム労働者に分けてみると、それぞれ、若干の増加傾向さえみられ、労働時間の長い者と短い者の割合が共に増加し、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」が進展しています(第2図参照)。

第1図 総実労働時間の推移



第2図 労働時間分布の長短二極化

	平成5年	平成17年	平成18年	平成19年
週35時間未満の者	929万人 18.2%	1266万人 24.0%	1205万人 22.5%	1346万人 24.9%
週35時間以上	3625万人	3384万人	3553万人	3482万人
週60時間未満の者	71.1%	64.1%	66.4%	64.6%
週60時間以上の者	540万人 10.6%	617万人 11.7%	580万人 10.8%	554万人 10.3%
合計	5099万人	5280万人	5353万人	5398万人

30代男性で週労働時間60時間以上の者

	平成5年	平成17年	平成18年	平成19年
週60時間以上の者	153万人 20.3%	199万人 23.4%	188万人 21.7%	176万人 20.2%

※ 資料出所: 総務省「労働力調査」

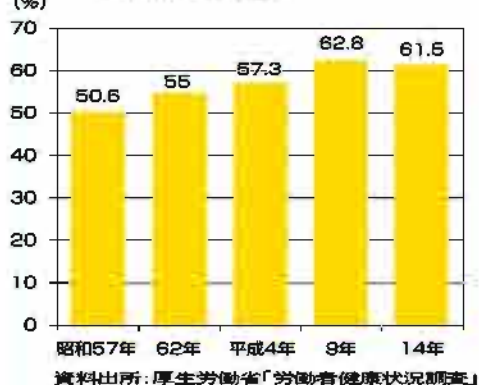
※ 上の表は雇用者についてのもの。ただし、「30代男性で週労働時間60時間以上の者」については、統計上の制約から、雇用者のみの数値が得られないため、下の表は雇用者だけでなく自営業主と家族従業者を含んだ就業者数により作成。

2 仕事や職業生活におけるストレスの状況について

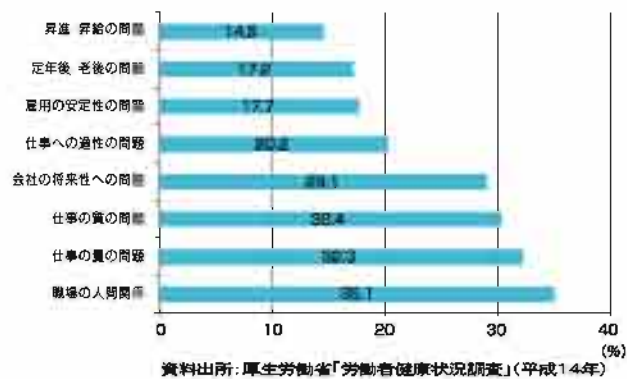
厚生労働省労働者健康状況調査（平成14年）によりますと、自分の仕事や職業生活に関して、「強い不安、悩みストレスがある」と回答した労働者は、6割に上っています（第3図参照）。

また、自分の仕事や職業生活において「強い不安、悩み、ストレスがある」と回答した労働者が挙げた具体的なストレス等の内容としては、「職場の人間関係の問題」35.1%が高く、次いで「仕事の量の問題」32.3%、「仕事の質の問題」30.4%、「会社の将来性への問題」29.1%の順となっています（第4図参照）。

第3図 仕事や職業生活における
ストレスの状況



第4図 ストレス等の内容



3 労災請求・支給決定件数の状況について

脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）に係る平成19年度の労災請求・支給決定件数は、請求件数931件、支給決定件数392件と高い水準で推移しています（第5図参照）。

第5図 脳・心臓疾患に係る労災請求・支給決定件数の推移



以上のような状況において、長時間労働による疲労が蓄積して脳・心臓疾患などの発症を予防するため、事業主は、長時間労働等を行った労働者に対して、医師による面接指導等を実施することが創設されました。

なお、制度の概要につきましては、厚生労働省WEBページ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/kanren-pamph.html>) をご覧ください。

中小企業労働時間適正化促進助成金制度のご案内

働き方の見直しにより、長時間労働の是正に積極的に取り組む
中小事業主の皆さまを支援する助成金です。

制度の概要

対象となる中小事業主

特別条項付き時間外労働協定^(※1)を締結している中小事業主等であって、次のイからハまでのすべての措置を盛り込んだ「働き方改革プラン」(実施期間1年間)を策定し、都道府県労働局長の認定を受け、そのプランの措置を完了した中小事業主です。

イ 次のいずれかの措置

- ① 特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること。
- ② 割増賃金率を自主的に引き上げること(1か月の限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること)

ロ 次のいずれかの措置

- ① 年次有給休暇の取得促進
- ② 休日労働の削減
- ③ ノー残業デー等の設定

ハ 次のいずれかの措置

- ① 業務の省力化に資する設備投資等の実施(300万円以上のものに限る)
- ② 新たな常用労働者の雇入れ

※1 臨時的に時間外労働の限度時間(1か月45時間)を超えて時間外労働を行う場合に締結しなければならないものです。

支給額(2回に分けて合計100万円を支給)

第1回

都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、特別条項付き時間外労働協定や就業規則等の整備を行った場合

⇒ 50万円を支給

第2回

都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、時間外労働削減等の措置及び省力化投資等の措置又は雇入れ措置を完了した場合

⇒ 50万円を支給

支給を受けるに
当たっての注意点

第1回の支給を受けた事業主が「働き方改革プラン」を完了しなかった場合には、第1回支給額を全額返還していただくことになります。

助成金の内容の詳細や申請手続きについては、高知労働局労働基準部
監督課(TEL088-885-6022)へ お問い合わせください

機会均等推進責任者メールマガジンのご案内

機会均等推進責任者(*)の方々に雇用管理に関する最新の有益な情報等を掲載したメールマガジンを無料で配信しています。

*機会均等推進責任者とは

男女雇用機会均等法の遵守のため、事業所において必要な措置を検討、実施するなど、人事労務管理の方針の決定に携わる方として選任をお願いし、その方に対して積極的に様々な情報を提供しております。

このメールマガジンでは、「女性の能力発揮のためにこういう雇用管理方法があったのか」、「均等法の具体的な適用はこうなるのか」など、機会均等推進責任者の皆様の取組へのアドバイスやヒントとなる情報を提供しております。ぜひ登録ください!!

- ★具体的なセクシュアルハラスメント、ポジティブ・アクションの事例紹介
- ★Q&A形式による法解釈や雇用管理上のノウハウ
- ★セミナー開催等の行事情報
- ★行政の動向 など

■メールマガジンの申込方法

- 1 「機会均等推進責任者選任届」を高知労働局雇用均等室へ郵送またはFAXによりお届けください。

(「選任届」は、厚生労働省HPからダウンロードできます。

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/haurei/20000401-22.htm>)

既に選任がお済みの方はそのまま2へ

- 2 「機会均等推進責任者メールマガジン配信サイト」にアクセス

<http://kintou.mhlw.go.jp/>

「新規配信登録」をクリック

「メールアドレス登録フォーム」に必須事項を入力すればOK!

原則として、毎月第2水曜日にメールマガジンが配信されます。

【お問い合わせ先】高知労働局雇用均等室
〒780-8548 高知市南金田1-39 TEL088-885-6041

Topics

トピックスその1

高知県医師会館で「産業医学研修会」を開催

平成20年5月10日(土)、高知県医師会館において、「職場の衛生管理と安全配慮義務」をテーマとする「産業医学研修会」を開催しました。

当日は、新日本製鐵(株)君津製鐵所の主任医長・産業医 宮本俊明先生から、専属産業医等として活動している立場で職場における作業関連疾患、安全配慮義務、産業医職場巡視の重要性及び過重労働対策等について、講演が行われました。

受講者からは「職場巡視の写真が非常に参考になった」というご意見と有益な研修であるという評価をいただきました。



トピックスその2

「産業看護講座短縮Nコース」を開催

産業看護職の専門性を高め、レベルアップを図ることを目的に、日本産業衛生学会産業看護職継続教育システムのカリキュラムに基づき、平成20年7月から8月の土曜日(7/12,7/19,8/9の3日間)に当センター研修室において、高知県産業保健研究会との共催による「産業看護講座短縮Nコース」を開催しました。

講座は3日間で15教科目(1教科目90分)とハードスケジュールではありましたが、各講師先生のご協力等を得て開催できました。講座には県内外から聴講者を含め21名の看護師、保健師の方々が参加、熱心に受講されました。最終日には受講者に修了証(11名)



並びに受講証明書(全員)を交付しました。

トピックスその3

「産業保健セミナー」で「衛生管理基礎シリーズ」を開催

本年度の産業保健セミナーでは、新しく衛生管理業務に就かれた方などを対象に「衛生管理基礎シリーズ」として、衛生管理の中核となる事項について、基本的な考え方やキーワードを解説するセミナーを5月から11月までの間に7回シリーズ(1回追加)で開催を計画しております。これまで「メンタルヘルズ指針と職場での対応(5/9)」、「労働安全衛生法と衛生管理(5/26)」、「有害環境に対する作業環境管理(7/17)」と3回開催し、合計で59名の多数の参加がありました。受講者からは「具体的な内容で分かりやすく、とても良かった」、「実践を踏まえた話で大変参考になった」とのご意見をいただきました。



当センターでは、産業保健セミナーを当該基礎シリーズを含めて、毎月2回程度、テーマを変え実施しております。皆様方のご参加をお待ちしております。

トピックスその4

「海外赴任者健康管理セミナー」を開催

平成20年7月16日(水)、高知共済会館において、(独)労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター(神奈川県横浜市)との連携による「海外赴任者健康管理セミナー」を開催しました。

当日は事業主、産業医、産業看護職、衛生管理者など46名が参加し、最初に海外勤務健康管理センター副部長 奥沢英一先生から「海外派遣企業の感染症対策」と題して、続いて同センター副部長 津久井要先生から「海外勤務者のメンタルヘルズ」と題して、健康管理のポイントの解説、課題及び対応等について講演が行われました。講演後、受講者からは「予防接種等の相談を受けることも多く大変参考になった」、「メンタルヘルズの対応が参考になった」、



「希少なセミナーで、産業医としてだけでなく広く知見を得ることができ有意義であった」、「今後も続けてほしい」とのご意見等が寄せられるなど有意義なセミナーとなりました。

「石綿による疾病の 認定基準について」

産業医学担当相談員 町田 健一



近年、アスベストによる健康問題が勤労者のみならず地域住民にも波及するなど、社会的に大きな問題となっています。アスベストは、石綿（せきめん、いしわた）と呼ばれる天然の鉱物繊維で、断熱性・耐火性・防音性・耐腐食性に優れており、建築用製剤として広く用いられてきましたが、軽い綿状の性質でその繊維が極めて細いため、目に見えないサイズで容易に飛散する恐れがあります。アスベスト製品で、石綿繊維らしきものが直径0.5mm、長さ1mm前後の細かい繊維として目に見える状態がありますが、これは直径0.1~1 μ の何千本もの繊維が「撚り合わさって」1本に見えているにすぎません。

アスベストの吸入によって生じる疾患には、肺病変（アスベスト肺「石綿肺」と肺がん）及び胸膜疾患があります。胸膜疾患には、悪性腫瘍である中皮腫と非悪性疾患である良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、円形無気肺及び胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）があります。

アスベスト肺「石綿肺」は、肺が線維化してしまう肺線維症という病気のひとつです。肺線維症には多くの原因がありますが、石綿の暴露によって起こるものを「石綿肺」と呼んで区別しています。職業暴露が10

年以上の労働者に起こるといわれ、潜伏期間は15~20年といわれています。

石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、細胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされており、また、喫煙と深い関係があることも知られています。暴露から肺がんの発生までに15~40年の潜伏期間があり、アスベストの暴露量が多いほど肺がんの発生率が高いといわれています。

胸膜にできる悪性腫瘍を悪性胸膜中皮腫といい、希な疾患で肺がんの1%以下の頻度といわれています。腹膜・心膜・精巣鞘膜にも発生します。胸膜に沿って拡がり、肺の外側を包むように増殖します。症状としては、胸の痛みや背部痛が多く、時には呼吸困難・咳・体重減少・発熱を伴い、胸水が貯まることが多く、その量が多くなると呼吸困難をきたします。胸部レントゲンや胸部CTで肺の外側に沿って拡がる異常な影や多数のしこりとして発見される場合が多く、診断のために体の外から針を刺して胸水を抜いたり、特殊な針で胸膜を採取したり、胸腔鏡という内視鏡を胸壁から挿入して目で確認しながら病変部を採取して病理学的検査を行います。

原因不明の胸腹水患者では、石綿暴露に関連する綿密な聴取が必要です。職業上の暴露だけでなく、家族の作業衣の洗濯などによる家庭内暴露や、小児期を含めた環境暴露などもあります。最初の石綿暴露から発症までを潜伏期間といい、暴露量が多いほど潜伏期間は短くなります。中皮腫の潜伏期間は肺がんより更に長く(平均40年)、年数を経るほど発生頻度が高くなるといわれています。

非悪性疾患のびまん性胸膜肥厚は、透明な薄い胸膜に何らかの病変が起こり、病的にびまん性胸膜線維症と呼ばれる細胞成分の少ない編み物様の繊維組織を主体とする胸膜の肥厚で、壁側胸膜と癒着しています。病変の拡がり片肺の場合は胸部写真で1/2以上、両肺の場合は同様に1/4以上と規定されています。

壁側胸膜に生じる不規則な白板状の肥厚を胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)と呼びます。石綿曝露との関係が濃厚であり、日本では曝露の指標とされています。1mm以下の薄く小範囲のものから、厚さ10mm以上に成長し、またプラーク同士が融合し、一側壁側胸膜のほぼ全体に及ぶこともあります。繊維性に増殖した表面は中皮細胞に覆われて、臓側胸膜との癒着はみられません。

石綿小体(アスベスト小体)は、石綿繊維を芯にして蛋白質や鉄が結合した、通常は直径2~5 μ の垂鈴状の形態を示したもので、肺切片の病理組織標本で認められます。胸膜プラークと同様、過去のアスベスト曝

露の重要な指標です。

中皮腫の労災保険法に基づく労災保険給付の決定件数は、厚生労働省労働基準局資料では平成11年度25件、12年度37件、13年度34件、15年度85件、16年度128件と次第に増加、17年度502件、18年度1,000件と激増しており、石綿による原発性肺がんの労災保険給付決定件数も、平成14年度22件、15年度38件、16年度58件、17年度213件、18年度783件とここ数年で急増傾向が示されています。

石綿による疾病の 認定基準のポイント

中皮腫または肺がんは、以下の①または②に該当する場合には、労災補償を受けることができます。

- ① 明らかな「石綿肺」所見が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に従事した(期間の長短は問いません)と認められる場合
- ② 胸膜プラーク(胸膜肥厚斑)または石綿小体等の存在が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に、
 - ・ 中皮腫の場合は概ね1年以上
 - ・ 原発性肺がんの場合は概ね10年以上従事したと認められる場合

労災対象外の場合には、石綿救済新法による救済があります。工場周辺の住民など、労災保険の救済対象とならない場合には、中皮腫や肺がんなどの指定疾患に罹った旨の認定を受けた患者や遺族に対して、石綿健康被害救済基金から救済金や医療費が給付されます。お近くの労働基準監督署にご相談ください。

熱中症指標計 WBGT-113のご紹介

労働衛生工学担当相談員 門田 義彦



熱中症対策の必要な作業の指標には、WBGTが使われます。今回は、高知産業保健推進センターが保有し、手軽にWBGTを表示することのできる「熱中症指標計WBGT-113」を紹介します。

ウグスト温度計)が必要でした。しかし、当センターの保有する熱中症指標計WBGT-113は、スイッチ操作ひとつで、作業場所のWBGT指標を計算して表示することができます。

1. ごわい熱中症

熱中症は、高温の作業環境で、体温調節が機能しなくなって、水分や塩分のバランスがくずれするため発症する障害です。この障害が、重篤となると後遺症が出たり、死に至ったりするおそれがあります。熱中症の症状は、初期にはめまい(立ちくらみ)や筋肉痛が見られ、やがてズキンズキンとする頭痛や倦怠感、吐き気などがあらわれ、さらにすすむと、手足の運動障害やけいれん、意識障害等がでます。これらの症状が出た場合は早急な手当が必要です。室温と湿度の高い屋内作業場、屋外の建設作業や農作業等では、熱中症対策をして下さい。そのためには、まず、温熱環境を把握します。

高温環境下での熱ストレスの指標として、WBGT(Wet-Bulb Globe Temperature: 湿球黒球温度(単位℃))が用いられます。このWBGTは、人体の熱収支に影響の大きい気温、湿度、放射熱の要素を取り入れた指標です。

WBGTは、乾球温度、湿球温度、黒球温度それぞれの値を使って以下の計算で求めます。

屋内・屋外で太陽照射のない場所

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

屋外で太陽照射のある場所

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

従来では黒球温度計と乾球・湿球温度計(ア

2. 熱中症指標計の使い方

①Powerスイッチを0.5秒以上押して電源を入れます。

なお屋外で使用するときは、Selectスイッチを押したまま、Powerスイッチを0.5秒以上押します。

②Selectスイッチを押すごとに測定項目の表示が変わります。

表示例	内容
Ta 35.3 IN ℃	気温(℃)
RH 51.1 IN %	相対湿度(%)
Tg 47.0 IN ℃	黒球温度(℃)
32.5 IN ℃	室内のWBGT(℃)
31.5 ℃	室外のWBGT(℃)



(写真)
熱中症指標計
WBGT-113

3. 基準

WBGTによる作業の基準として厚生労働省通達「熱中症の予防対策におけるWBGTの活用について」(平成19年7月29日付け基安発第0729001号)別添2のWBGT熱ストレスの基準値表を示します。

区分	例	WBGT基準値			
		熱に順化している人(℃)		熱に順化していない人(℃)	
0 安静	安静	33		32	
1 低代謝率	楽な座位:軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記):手および腕の作業(小さなペンチツール、点検、組立や軽い材料の区分け):腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作)立体ドリル(小さい部分):フライス盤(小さい部分)コイル巻き:小さい電気小巻き:小さい力の道具の機械:ちょっとした歩き(速さ3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土):腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクターおよび建設車両):腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む):軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする:3.5~5.5km/hの速さで歩く	28		26	
3 高代謝率	強度の腕と胴体の作業:重い材料を運ぶ:シャベルを使う:大ハンマー作業:のこぎりを引く:硬い木にかんなをかけたりのみで彫る:草刈り:掘る:5.5~7km/hの速さで歩く。重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする:錆物を削る:コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25	気流を感じる とき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じる とき 23
4 極高代謝率	最大速度の速さでとても激しい活動:おのを振るう:激しくシャベルを使ったり掘ったりする:階段を登る:走る:7km/hより速く歩く	23	25	18	20

注1

日本工業規格Z8504(人間工学-WBGT(湿球黒球温度)指標に基づく作業者の熱ストレスの評価-暑熱環境)付属書A「熱ストレス指数の基準表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成した。

注2

熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されなかった人」をいう。

その他、日本産業衛生学会の「高温の評価基準」などが示されていますので参考にして下さい。

さらに、WBGTによる作業リスクの見積りは、厚生労働省パンフレット「化学物質、粉じん、騒音、暑熱に関するリスクアセスメントのすすめ方~鋳物製造業を例として」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/kagaku2-7.pdf>)

などを参考として下さい。

(株)ルネサステクノロジ高知事業所

高知労働局長奨励賞受賞

(株)ルネサステクノロジ高知事業所の概要
 所在地：香南市香我美町徳王寺123番地
 設立：平成15年4月
 労働者数：350名
 事業内容：マイコン、ASIC中心のシステムLSI生産工場



新たな安全衛生文化の創造で めざせ健康、快適、危険ゼロ

労働安全衛生マネジメントシステム(JISHA方式規格)高知県認定第1号

「山北みかん」の産地、香南市香我美町に工場を構えるのが(株)ルネサステクノロジ高知事業所。同社は三菱電機(株)高知工場として22年前に創業、2003年4月に新たに(株)ルネサステクノロジとして設立された。現在は自動車、情報通信機器、デジタル機器及び家電等で必要なICチップ等の半導体を製造している。平成19年度「健康確保対策において取組みが他の模範と認められる」として高知労働局長奨励賞を受賞、本年3月10日には高知県で第1号となる労働安全衛生マネジメントシステム(以下、「OSHMS」という。)の認証を取得した。お話は、同社の熊井智幸総務部長、三木俊二庶務・安衛チームリーダー、椎葉利邦安全衛生担当、そして家入清隆総務課担当にお伺いした。



(左から)家入担当、三木リーダー、熊井総務部長、椎葉担当、(手前)当センター大原所長

◆OSHMSの導入

「新たな安全衛生文化の創造で、めざせ健康、快適、危険ゼロ」をスローガンに、同社では安全衛生活動として様々な施策を展開している。なかでもOSHMS認証取得への取組みが大変だったという。本社より全事業所取得の目標が示され、2006年度半ばからOSHMSを導入、PDCA(Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Act(改善))サイクルを回しながら、中央労働災害防止協会のご指導を受け、整備を図ってい

た。「認定を受けるまで実質1年半を要し、関係書類・規則の整備など難しく大変でしたが、安全衛生の体系が明確になりました。今までも安全衛生のルールや作業手順など、きめ細かく定めてはいましたが、OSHMSというシステムで規定を見た場合、ここが不足している、具体的になっていない、実際の作業方法とルールが規定と食い違っている若しくは古くなっている、といった事項が判明、ルールや作業手順書など体系的に見直すことができました。大変な作業ではありましたが、やれて良かったと思います」と熊井総務部長はいう。

◆OSHMSの実践で 自ら取り組む安全衛生へ —参加型の進め方によるリスクアセスメントと改善—

「OSHMSの運用では、職場単位ごとのリスクアセスメントと改善が特に重要で、実際にその場で働き職場の事情に精通している者に参加してもらうことが大事です。職場ごとに『リスクアセスメント推進者』を決め、職場単位ごとのリスクを洗い出し改善を進めています。当初は345項目、現在は約400項目、リスクは作業を止めない限りはゼロにはならないことからリスクの項目は増えていきます。最初は面倒くさい、こんなことまでやるのかという声もあったが、2回目からは積み上げていくため、ベース化できるので負担も軽くなりました。リスクアセスメントは、リスクの発生度合い、ケガの可能性、ケガの程度を評価し、1~4段階でリスクのレベルを決定し最終的にはハード対策によるリスク低減を目標に取り組んでいます。

職場としても、これで確実に改善しようというツールにもなっています」と椎葉安全衛

生担当。

この日々の活動で、安全衛生に対する意識が変わった。これまでは現場では安全第一と言うが、実は生産が第一。現実の日々の活動は「生産性・品質・コスト低減」で、如何に効率化するか、如何に安くするか、如何に品質の良いものを出すかになる。ところが、「今回、工場を挙げてOSHMSの取組みを行ったことで、安全衛生に対する意識が日々の活動の中に出てくるようになった。意識が本当に変わったんじゃないかな」と熊井総務部長は説明を加える。

さらに、「OSHMSを取得したことによって、今までの“普通どおりやっていたら安全だ”が、“安全がいつも頭の片隅にある”というふうになった。“やらせられるという安全衛生”から、“自分たちがチェックしてここがおかしい、ここがこれくらいの危険性があるといった主体的な安全衛生”になった」と椎葉安全衛生担当は強調する。

職場巡視は、各課で週1回定期的に実施され、その状況を月1回の各課・各部の安全衛生委員会を経て、全体の安全衛生委員会に上げる。安全衛生委員会では、職場の巡視結果、リスクアセスメントの実施状況と合わせて、各職場の実情に沿った効果的な施策の検討や安全衛生上の課題等について、報告・審議され、各職場へのフィードバックを図る。また、月1回の構内協力会社との安全衛生連絡会にも必要な情報を伝達し、安全衛生の情報の共有化が行われている。

◆メンタルヘルス・過重労働対策の推進

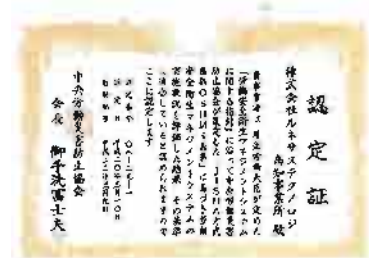
メンタルヘルス対策については、年4回計画的に管理者に対するラインケアや全員対象にセルフケアなどの研修会を実施しているほか、毎週木曜日にカウンセラー（臨床心

理士）によるカウンセリングを実施しているという。カウンセリングは当初1日に1人か2人という利用だったが、管理者を「カウンセリング室紹介」として強制的に体験させ、“カウンセリングに行くことは病気でも、はずかしいことでも何でもない”という意識をうえつけ、それ以降利用が徐々に増えた。「カウンセラーと15分でも話をして帰ってくる時は、意外と自分の気持ちが軽くなっていたりします。カウンセリング室の敷居を下げ、皆が気軽にカウンセリングを利用するというのが大事です。今のところメンタルヘルスの不調による長期欠勤者はいませんが、メンタルヘルス事例が出た場合は、カウンセラー、産業医、管理者が調整を行い、状況に応じた対応が可能となっています」と熊井総務部長は説明してくれた。

過重労働対策では、毎週水曜日と給与日を一齐退社と決め、一齐退社日の時間外労働は許可制とする労働時間の短縮に向けた取組みが行われ、残業時間が一定の基準を超えた者については、「産業医による面接指導」と法定健診とは別に「長時間勤務健診」が実施されている。

◆新たな安全衛生文化の創造で健康、快適、危険ゼロの職場づくり!

「創業以来、22年、休業災害ゼロです。他の工場からも高知工場（事業所）は工夫していると言われます。最新鋭の工場は廊下も広いが、高知工場は20年前の工場ですから新しい装置が加わって廊下も狭くなっている。そのため、危険なポテンシャルを持っている箇所が多い。だからケガ・事故がないように工夫する工場なんです。一層の「健康、快適、危険ゼロの職場づくり」に向けて、確実にOSHMSを回していくことが大事なことです」と熊井総務部長が締めくくった。



OSHMS 認定証



職場巡視風景



配電盤扉の改善事例(廉取付け)

「よさこい健康プラン21」のご紹介

～楽しみながら 少し変えてみませんか あなたの毎日 そして 職場・地域の健康～

よさこい健康プラン21とは…

「よさこい健康プラン21」は、高知県の健康増進計画として、県民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、生活習慣病などの予防に取り組み、単に長寿ということだけでなく生涯健やかで心豊かに暮らすことのできる「日本一の健康長寿県」を目指して策定されたものです。

このプランでは、人々の健康に関係するいくつかの重点分野について、5年先の中期目標を掲げ、関係機関をはじめとする県民の皆様にも、健康づくりの実践を分かりやすく解説しています。

よりよい健康ライフに向けて、「よさこい健康プラン21」をきっかけに、毎日を少しずつ変えてみませんか。

「よさこい健康プラン21」が目指す「健康づくり6つの柱」

1 運動



1日あたり男性は9,200歩、女性は8,300歩をめざしましょう

高知県では、40歳代と50歳代の男女とも運動を「よくする・時々する」と答えた人の割合は50%を下回っています。生活習慣病を予防するためには、若い頃から運動習慣を身につけ、働き盛り世代における身体活動量を増やしていくことが必要です。

1週間の適正な身体活動量としては、男性9,200歩、女性8,300歩が必要ですが、日常生活における平均歩数は、現在、男性で6,698歩、女性が5,950歩となっています。まずは、1日10分（約1,000歩）多く歩くことから始めてみませんか。

2 栄養・食生活



①成人の1日当たりの野菜の摂取量を350g以上に

高知県での成人の野菜の摂取量は、305gと少なくなっています。緑黄色野菜のおかずをもう一皿とるように心がけましょう。プランでは350gが目標です。

②朝食をしっかりととりましょう

朝食は体を目覚めさせる合図となるなど、健康づくりには欠かせません。しかし、高知県での朝食の欠食率は男性20歳代で36.3%、30歳代で22.2%と若い世代で多い傾向があります。少し早起きをして、しっかりと朝食をとるようにしましょう。

③多量の飲酒を避けましょう

飲酒は、生活・文化の一部として親しまれていますが、健康の観点から考えると節度のある飲み方をすることが大切です。健康を損なわないために、体に適量と考えられている量は、1日に清酒換算で1合（180ml）、ビールなら中瓶1本（500ml）程度です。また、少なくとも週2日はお酒を飲まない「休肝日」をつくりましょう。

3 たばこ



「喫煙率半減」をスローガンに、喫煙率の大幅な減少を！

たばこは4,000種類以上もの化学物質を含み、肺がんや心疾患、脳血管疾患、歯周病といった様々な病気の元となります。このため、未成年の喫煙防止や、受動喫煙を防ぐための環境づくり（分煙）を進めていきましょう。

高知県での喫煙する人の割合は男性36.0%、女性8.6%となっています。プランでは、男性25%以下、女性5%以下まで下げることを目指しています。

4 歯の健康

- ① 60歳では24本以上、80歳では20本以上の自分の歯を維持しましょう
- ② 進行した歯周炎になっている人の割合を40歳代で22%、50歳代で33%以下に

高齢期になっても自分の歯でおいしく楽しく食べるためには、60歳で24本、80歳で20本を維持する必要があります。しかし高知県では、60歳で67%、80歳で29.1%の人しか残せていません。

また、健康な歯を残すためには、歯の喪失原因となる歯周病を予防する必要がありますが、高知県では20歳～40歳代ですでに24%が進行した歯周疾患にかかっており、若い世代からの予防が課題となっています。

このためプランでは、歯周炎になる人の割合を40歳代で22%以下、50歳代で33%以下を目標としました。歯周疾患を予防するために、年に1度は歯の定期健診を受けましょう。

5 こころの健康

睡眠によって休養を十分とりましょう

こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素です。こころの健康を保つためには、心身の疲労を回復させる「休養」が必要とされています。休養の基本は睡眠を十分にとることであり、ストレスの軽減などにより睡眠が不足している人の割合を少なくすることが必要です。アルコールに頼るのではなく、適度な運動や入浴によって、快適な睡眠を導きましょう。

6 特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査及び特定保健指導を受けましょう

平成20年4月からメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導が始まりました。生活習慣病の多くは自覚症状がないまま進行します。健診や保健指導を受けることで、自分の体の状態を把握し、内臓脂肪型肥満の要因となる生活習慣を改善しましょう。

問合せ先：高知県健康づくり課生活習慣病対策チーム TEL088-823-9675

産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成20年10月から平成21年2月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちいたしております。

記

- 会 場 高知産業保健推進センター研修室(高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階)
 ※都合により研修会場を変更する場合があります。
- 定 員 30名。
- 申込期限 開催日の1週間前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 駐 車 場 当センターには駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申 込 28頁の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂
 くか、当センターHP (<http://www.kochisanpo.jp/>) よりお申し込みください。
- 研修対象者 A:産業医、B:保健師・看護師、C:衛生管理者等

No.	開催日時	テーマ・内容・講師	単 位 (研修対象者)
7	H20.10.9(木) 14:00~16:00 ※会場 高知市鷹匠町 2丁目1-36 高知県医師会館	新型インフルエンザ対策について 厚生労働省の新型インフルエンザ対策が示されています。新型インフルエンザの最近の状況とあわせて解説し、事業所が準備すべき対策とパンデミック時の対応に関する情報を紹介します。 講師 豊田 誠 高知市保健所 地域保健課長	基礎後期 2単位 又は 生涯専門 2単位 (ABC)
8	H20.11.13(木) 14:00~16:00	職場の感染症対策 職場でよく見られる感染症について、最近のトピックスや新感染症法による対策の考え方も踏まえて、職場での対応について解説します。 講師 豊田 誠 高知市保健所 地域保健課長	基礎後期 2単位 又は 生涯専門 2単位 (ABC)
9	H20.12.12(金) 14:00~16:00	結核 ～最近の知見～ ここ数年減少しつつある結核は、地理的には都市部に、社会経済的には路上生活者を含む生活困窮者、外国人、独居高齢者など社会的弱者、生理的には高齢者、免疫低下を来たす諸疾患有病者、労働環境的には看護師や都市部のワーキングプアなどのハイリスク群に集中する傾向が見られている。先進国の殆どで、罹患率10万対10前後になってから減少鈍化や逆転上昇が観察され、その大きな要因は、外国人やホームレス等生活困窮者など社会的弱者への対応不足によると思われる。結核病学会総会での知見などを紹介する。 講師 町田 健一 産業医学担当相談員	基礎後期 2単位 又は 生涯専門 2単位 (ABC)

No.	開催日時	テーマ・内容・講師	単位 (研修対象者)
10	H21.1.14(水) 18:30~20:30	職場改善の実際(実地)	基礎実地 2単位 又は 生涯実地 2単位 (ABC)
		スライドによって職場の事例を提示し、改善点や改善方策について、ワークショップ方式で検討します。 講師 甲田 茂樹 労働安全衛生総合研究所 国際情報・労働衛生研究進行センター 上席研究員	
11	H21.2.14(土) 14:00~16:00 ※会場 高知市城山町 270番地 高知鏡川病院 睡眠医療センター	睡眠時無呼吸症候群の最近の知見と診療の実際(実地)	基礎実地 2単位 又は 生涯実地 2単位 (A)
		睡眠時無呼吸症候群は、健康への悪影響だけでなく日中に強い眠気を伴うことから、運転労働など産業現場においても、その診断・治療の必要性が重要な課題となってきた。この疾患の最近の知見を解説すると共に、診断・治療の実際について、睡眠医療センターの設備・機器を用いて具体的に紹介する。 講師 川田 誠一 当センター相談員 (高知鏡川病院副院長・睡眠医療センター 所長)	

職場メンタルヘルス交流会のご案内

(共催 高知障害者職業センター)

職場のメンタルヘルスについて、担当者等の自由な意見交換を目指すものです。話題提供として「職業性ストレス簡易調査票」を利用した経験をお話いただきます。

日 時 平成20年10月8日(水) 14時00分~16時00分
会 場 高知産業保健推進センター研修室
(高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階)
定 員 20名
参 加 費 無料
申 込 16頁の産業医学研修会と同様ですので、そちらをご参照ください。

平成20年度第2回 復職支援ワークショップのご案内

(共催 高知障害者職業センター)

うつ病などによって長期休暇する人たちが、どのように円滑に職場復帰させればいいのか悩んでいる企業の担当者も多いのではないのでしょうか。そうした問題を解決する方法を学ぶため、以下のとおりワークショップを開催します。

テ ー マ うつ病等による休職者の復職支援
概 要 職場復帰や雇用管理について企業担当者同士で意見交換を行った後、高知障害者職業センターで行っている復職支援の取り組みや、復職した事例をご紹介します。また、個別でのご相談にも応じます。
日 時 平成21年1月21日(水) 14:00~16:00
会 場 高知産業保健推進センター研修室(高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階)
定 員 30名
申 込 16頁の産業医学研修会と同様ですので、そちらをご参照ください。

産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成20年10月～平成21年1月までの間に開催するセミナーは次のとおりでありますので、ぜひご聴講ください。

記

- 会 場 高知産業保健推進センター研修室(高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階)
 ※都合により研修会場を変更する場合があります。
- 定 員 30名。
- 申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 受講料 無料です。
- 駐車場 当センターには駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- 申 込 28頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHP (<http://www.kochisanpo.jp/>) よりお申し込みください。
- 研修対象者 A:産業医、B:保健師・看護師、C:衛生管理者等
 認定産業医取得(申請) No.13,16,19,20

No.	開催日時	テーマ(研修対象者)・内容	講 師
13	H20.10.16(木) 14:00~16:00	衛生管理の実際 ～統括管理～〔衛生管理基礎シリーズ〕(A,B,C)	杉原 由紀 当センター相談員 (高知県総務部 職員厚生課職員 健康推進監 産 業医)
		衛生委員会と職場巡視を中心に、安全衛生統括管理の基本的事項について解説します。	
14	H20.10.29(水) 14:00~15:30	人格障害・とりわけ境界性人格障害と躁うつ病の関連について(B,C)	宮崎 洋一 当センター相談員 (近森病院第二分院 副院長)
		10年前と比べ人格障害の方は増加しつつある印象ですが、軽症化が進んでおり(しかし予後は決してよくない!)、プチ人格障害と言える方が多くなっているようです。そういう方はほとんどの場合これまた軽症の躁うつ病を合併しており、治療を考える場合、人格障害と躁うつ病の両方の側面に目を向けることが必要と考えられます。今回はそのことについていろいろとお話したいと思います。	
15	H20.11.7(金) 14:00~15:30	うつ病患者の職場復帰(B,C)	伊藤 高 メンタルヘルス担当 相談員
		うつ病で仕事を休む勤労者の数が増加しつつある中、その職場復帰の問題がクローズアップされてきている。再発を繰り返すケースも多く、再発を予防する面からも、職場復帰への対応について事業所側の関心も高いと思われる。今回、うつ病患者を中心にメンタルヘルス不全者の職場復帰で、気をつけておくべきこと、どう対応すべきか等について論じてみる。	
16	H20.11.11(火) 14:00~16:00	職場における健康管理〔衛生管理基礎シリーズ〕(A,B,C)	大原 啓志 当センター所長
		衛生管理の一つとしての健康管理について概要を解説し、あわせて安全配慮義務との関連、健康情報の保護について簡単に紹介します。	

No.	開催日時	テーマ(研修対象者)・内容	講師
17	H20.11.21(金) 14:00~15:30	ウォーキングの基本と効果 ～一緒に歩きましょう～(B,C)	井上 豊 高知県総合保健協会 ヘルスケアトレーナー
		ウォーキングは気軽にできる運動です。軽い運動ができる服装・靴で参加していただき、体験・学習してみましょう。	
18	H20.12.3(水) 14:00~15:30	「食事の質」「生活リズム」と命の営み-その1-(2回シリーズ)(B,C)	川村 美笑子 当センター相談員 (高知女子大学生 活科学部 教授)
		食事は誰でも毎日当たり前に行っているため、『正しくできている』『見直す必要なんかない』と勘違いしている人が多いのも事実です。空腹感を癒し、料理を楽しみ、嗜好を満足させる食事が日々の暮らし方やメタボリックシンドロームとどのように関わっているかを、血液中の栄養素の体内運搬を通して紹介します。	
19	H20.12.18(木) 14:00~16:00	自治体職場における衛生管理(A,B,C)	藤村 隆 高知市健康づくり課 健康づくり担当副参事 杉原 由紀 当センター相談員 (高知県総務部職員 厚生課職員健康推進 監 産業医)
		市町村の衛生管理担当者からの相談が増えてきました。高知市及び高知県における衛生管理の経験から自治体職場での衛生管理について紹介し、課題や今後のあり方について考えます。	
20	H21.1.22(木) 14:00~16:00	生活習慣病と歯周病(A,B,C)	江淵 有三 当センター相談員 (江淵歯科診療所 院長)
21	H21.1.29(木) 14:00~15:30	メタボリックシンドローム ～最近のNASHの話題も～(B,C)	森岡 茂治 当センター相談員 (介護老人保健 施設シルバーマリン 医師)
		健診の中心的病気も、成人病→生活習慣病→死の四重奏→メタボリックシンドロームと呼び名、内容、考え方も少しずつ変わってきています。今回は、肥大型脂肪細胞、最近のNASH(非アルコール性脂肪性肝炎)の話題等を交えてメタボリックシンドロームを考えていきたいと思います。	

産業看護研修会のご案内

当センターでは産業保健研修の一環として、主に保健師・看護師を対象とした産業看護研修会を開催しています。内容的には保健師・看護師向けのものとなりますが、保健師・看護師以外の職種の方も募集していますので、お気軽にご参加ください。

なお、研修会場・定員等に係る事項については、18頁の産業保健セミナーと同様ですので、そちらの方を併せてご参照ください。

No.	開催日時	テーマ(研修対象者)・内容	講師
1	H20.10.25(土) 14:00~17:00	対象者とイメージを共有する(B)	笠原 資子 桐生大学 医療保健学部 栄養学科長・教授
		皆さんは、ほんとは対象者の話を心から聴いていますか。今一度、コーチングの基本である傾聴について振り返ってみましょう。	

産業医等産業保健スタッフのための

母性健康管理研修会

女性の職場進出が拡大する一方で少子化が一層深刻となるなか、働く女性が妊娠中及び出産後において健康で安心して就業できるよう、事業場内における母性健康管理体制を整備することが重要になっています。

母性健康管理に関する措置が適切に実施されるためには、労使の理解と実務を担当する産業医等の産業保健スタッフ等が十分な知識を有することが必要です。

このため、産業医等産業保健関係者及び機会均等推進責任者に対して、母性健康管理に関する資質向上を図るための研修会を実施しますので、多くの方のご参加をお願い申し上げます。



- ◇ 日 時 平成20年11月19日(水) 13時30分から17時00分
- ◇ 場 所 高知会館(高知市本町5-6-42)
- ◇ 対 象 者 産業医、医師、保健師、助産師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等
- ◇ 参 加 費 無料
- ◇ 募 集 人 数 100人
- ◇ 研 修 内 容

	研 修 内 容	時 間	講 師
1	① 管内の働く女性の現状 ② 男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置 ③ 労働基準法における母性保護規定	1時間	荒木 治美 高知労働局 雇用均等室長
2	① 母子保健の理念(母子保護法) ・ 母子保護の目的と意義 ② 妊娠中の症状等に対応する医学的措置 ・ 措置と症状の関連	1時間	乾 泰延 高知労働局母性健康管理 指導医 高知赤十字病院 診療部長・ 第一産婦人科部長
3	職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健 スタッフ等の役割 ・ 妊産婦の健康への配慮 ・ 相談手法、配慮すべき設備 ・ 情報提供、教育研修 ・ 母性健康管理システム ・ 職場との連携	1時間	宮内 文久 愛媛労災病院 副院長

- ◇ 申込方法 当センターのホームページ又はFAXにより28頁の「受講申込書」にご記入の上、お申し込みください。
- ◇ 申 込 先 高知産業保健推進センター
- ◇ 本研修は日本医師会認定産業医研修として申請するものです。
基礎研修「後期3単位」又は生涯研修「更新1単位・専門2単位」
- ◇ 主 催 高知産業保健推進センター
- ◇ 共 催 社団法人高知県医師会
- ◇ 後 援 社団法人日本医師会・財団法人女性労働協会

【受講費 無料】

平成20年度

「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」及び
「精神科医等のための産業保健研修会」のご案内

	過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会	精神科医等のための産業保健研修会
開催日	平成21年2月8日(日)	平成21年2月8日(日)
時間	13時20分～17時20分	16時00分～19時20分
会場	コンフォートホテル高知駅前 土佐の間	コンフォートホテル高知駅前 鳳凰の間
対象	産業医等の医師	精神科、精神神経科、 心療内科の医師
定員	50名	15名
カリキュラム	① 過重労働対策 60分 ② 面接指導の手法 60分 ③ メンタルヘルス対策 90分	① 産業保健概論 90分 ② メンタルヘルス事例研究 90分
認定産業医 研修の単位	基礎・後期 3.5単位 又は 生涯・更新 3.5単位	基礎・後期 3単位 又は 生涯・専門 3単位

お申込み・お問合せ先 **(財)産業医学振興財団 企画課**

〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル3階

TEL：03-3584-5421

FAX：03-3584-5426

ホームページ：<http://www.zsisz.or.jp>

新相談員のご紹介

基幹相談員(メンタルヘルス担当)

氏名: 下寺 慎次(シモデラ シンジ)

委嘱年月日: 平成20年7月1日
所属: 高知大学医学部准教授



高知大学医学部、同大学院を卒業し精神医学を専攻しています。大学病院では治療抵抗性のうつ病を専門に治療を行っています。また、精神疾患の有無あるいはどのような疾患かを鑑別するセカンドオピニオンなども行っています。

うつ病を中心とした精神疾患の外来患者数は増加しています。精神疾患を理由に受診される患者数は増加していますが、まだまだ適切な時期に治療を受けられている方が多くありません。このような患者さんを早期に医療につなげるための調査研究や啓蒙活動を臨床研究として他大学と一緒にしています。

産業医としては高知大学医学部のメンタルヘルス対策の産業医を引き受けています。こちらは専任ではないので、相談業務が中心で啓蒙活動に至っていません。十分な活動がなかなかできていないのが現状です。高知産業保健推進センターでは相談員としてお役に立てれば幸いです。

産業保健相談員勤務表

平成20年9月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	
第二	樋口 (労働衛生関係法令)		坪崎 (産業医学) 下寺 ^(注) (メンタルヘルス)	労働衛生工学 相談員	町田 (産業医学)
第三		森木 (産業医学)	森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第四	樋口 (労働衛生関係法令) 五十嵐 (保健指導)	菅沼 (産業医学)		労働衛生工学 相談員	

※1 相談時間は、13:00～17:00となっておりますが、(注)については9:00～12:00となっております。

※2 毎週木曜日の労働衛生工学に関しては、門田・中西・川村の3名でローテーションしております。

パートタイマーにも健康診断を受けさせていますか？

パートタイマー均衡待遇推進等助成金のご案内

(財)21世紀職業財団ではパートタイマーと正社員との均衡待遇に向けた取組を行う事業主の皆様を支援する助成金を支給しています。

健康診断制度の
導入



第1回15万円
第2回15万円

パートタイマーの健康診断(雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防健診)の制度を設けた上で、2年以内に受診者が1名以上出た場合に支給されます。

※雇入時健康診断と定期健康診断の場合は、1週間の所定労働時間が正社員の3/4未満のパートタイマーに実施した場合のみ対象となります。

この他にも、パートタイマー均衡待遇推進等助成金には、「**正社員と共通の待遇制度の導入**」「**パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入**」「**正社員への転換制度の導入**」「**短時間正社員制度の導入**」「**教育訓練制度の導入**」の各メニューがあります。詳細は下記までお気軽にお問合せください。

お問合せ先

財団法人21世紀職業財団高知事務所

〒780-0834高知市堺町2-26-6F

電話/088-823-2667 FAX/088-823-2540

当センターが実施する事業・助成金

メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業

1 目的

メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関のうち、国（厚生労働省）が定めた登録基準を満たした相談機関を登録するとともに、登録した相談機関を事業場に対して紹介すること等により労働者の心の健康問題に関する相談体制の整備を図り、労働者の心の健康の保持増進を図ることを目的としています。
また、職場でのメンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応が各社での課題となる中、外部相談機関が提供するサービスの質的向上とその利用促進を図ることが狙いです。

2 登録の対象となる相談機関

- 次のいずれにも該当する機関です。
- 事業者と契約を結んで、有料でその労働者に面接によるメンタルヘルスに関する相談等を行う機関
 - 医療法上の医療機関以外の機関

3 登録申請受付開始時期

開始時期：平成20年9月1日～

4 登録申請に係るお問い合わせ先

〒212-0013
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア東館19階
労働者健康福祉機構 産業保健部「相談機関登録窓口」
電話：044-556-0611（平日の10:00～17:00）
ファックス：044-556-9918
メール：soudan.sanpo@mg.rofuku.go.jp
ホームページ：http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html

5 相談機関利用促進員

平成20年10月以降、当センターの相談機関利用促進員が、皆様の職場を訪問して、職場のメンタルヘルス対策をアドバイスするとともに、登録されたメンタルヘルス相談機関をご紹介します。

小規模事業場産業保健活動 支援促進助成金

平成20年4月から、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金制度（産業医共同選任事業）が改正され、単独の事業場でも申請が可能になりました。
当センターが産業医の共同選任をお手伝いいたします。
また、助成額は労働者数にかかわらず、活動1回あたりの定額となりました。

●小規模事業場産業保健活動支援促進助成金って何ですか？

労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任した場合に要した費用の一部を助成する制度です。

●産業医を選任すると、どんなメリットがあるの？

● 産業医の活動により、

- ・職場巡視による作業環境の改善
- ・健康診断結果に基づく適切なアドバイスによる健康管理
- ・長時間労働者への面接指導による健康障害防止対策



等が進展します

● これらの結果、

- ・健康に対する意識が向上します
- ・職場の快適感が向上します
- ・健康診断受診率が向上します
- ・生活習慣病関係因子が改善します



等の効果が期待できます。

●助成金額は？

86,000円 (年間上限)	=	産業医による産業保健活動 1回当たり21,500円	×	各年度当たり 活動4回まで
-------------------	---	------------------------------	---	------------------

自発的健康診断受診支援助成金

支給対象者

(次の要件を全て満たすとともに、自発的健康診断を受診した方です。)

1 常時使用される労働者

(1週間の労働時間が通常の労働者の所定労働時間数の4分の3以上の方も含まれます。)

2 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヵ月当たり4回以上 (過去6ヶ月で合計24回以上) 深夜業に従事した方

(深夜業とは、午後10時から翌日の午前5時までの間における業務をいいます。勤務時間の一部でも午後10時から午前5時までの時間帯にかかる場合は「深夜の業務」とあります。)

3 今年度にこの助成金の支給を受けたことがない方

(国直営事業・官公署の事業等の労働保険非適用事業に係る労働者は対象となりません。)

(注)この自発的健康診断の結果を、法令に基づく定期健康診断に置き換えることはできません。
あくまでも自己の健康に不安を感じた労働者が次回の健康診断を待たずに、自発的に受診する場合にのみ本助成金の対象となります。

助成金額

自発的に受診した健康診断に要した費用(消費税を含む)の3/4に相当する額が助成されます。ただし、その3/4に相当する額が、7,500円を超える場合の支給額は7,500円とします。

上限 7,500円



※人間ドックにも利用できます。

産業医学研修会・産業保健セミナー等受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター まで(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

受講希望研修会・セミナー等

番号	開催日	テーマ	センター受付番号 (センター記入欄)
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業 種			
所 在 地	〒 -		
連絡先 電話番号	(□職場 □個人) - -	Fax	(□職場 □個人) - -
E-mail	(□職場 □個人)		
所属部署		職名	
職 種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 衛生管理者・推進者 <input type="checkbox"/> 労務管理担当者 <input type="checkbox"/> 産業保健機関 <input type="checkbox"/> その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、**産業医学研修会を申込みの方のみ記入**をお願いします。

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される 方は、同上とご記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印	
----------	--

_____ 殿

お申し込み頂きました**産業医学研修会・産業保健セミナー等**の件につきまして、

参加を受付しました。
(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

定員を越えている為、受付できません。
恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

図書・ビデオ・機器等 利用申込書

利用者番号 受付日 平成 年 月 日

1. 利用者関係等

ふりがな			該当職務を○で囲んでください。	
利用者氏名			1.産業医	2.認定産業医
所属事業所名			3.専属産業医	4.保健師・看護師
			5.事業主	6.衛生管理者
所在地			7.労務担当者	8.行政関係者
			9.各種団体関係者	10.その他
TEL	() -	FAX	() -	
URL	http://	e-mail		@
事業内容			労働者数	
			男： 人	女： 人
			計： 人	人
備考				

2. 利用物件等

種類	番 号	図書名・ビデオ名・機器名	貸 出 日	返却予定日
図書	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		年 月 日	年 月 日
ビデオ	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		年 月 日	年 月 日
機器	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		年 月 日	年 月 日
図書	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		年 月 日	年 月 日
ビデオ	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		年 月 日	年 月 日
機器	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="text"/>		年 月 日	年 月 日
送付方法 (どちらか必ず○で囲んでください)		来所	宅配 (着払い)	

- * 貸出しは無料ですが、1回に5点まで、返却は原則として1週間以内をお願いします。
- * ビデオテープの複製は厳禁とさせていただきます。
- * 機器に関しては、貸出し・返却とも来所にてお願いします。
- * 測定用機器類は、研修用機器であり、精度管理を行っていませんので、数値の補償はされません。
- * 図書・ビデオに関しては、宅急便等 (利用者負担) による貸出しも行っています。(貸出期間は、到着日から1週間以内)
- * 図書・ビデオの返却を宅急便等 (利用者負担) でされる場合は、保護・取扱いにご注意願います。
- * 初回の利用者登録済みの方は、次回から「利用者カード」を持参下さい。
- * 申込書はコピーしてご利用下さい。FAXでも受け付けております。

高知産業保健 推進センターの業務

窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を助言します。



CONSULTATION

情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の閲覧、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



INFORMATION

研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



STUDY

広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



SEMINAR

調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



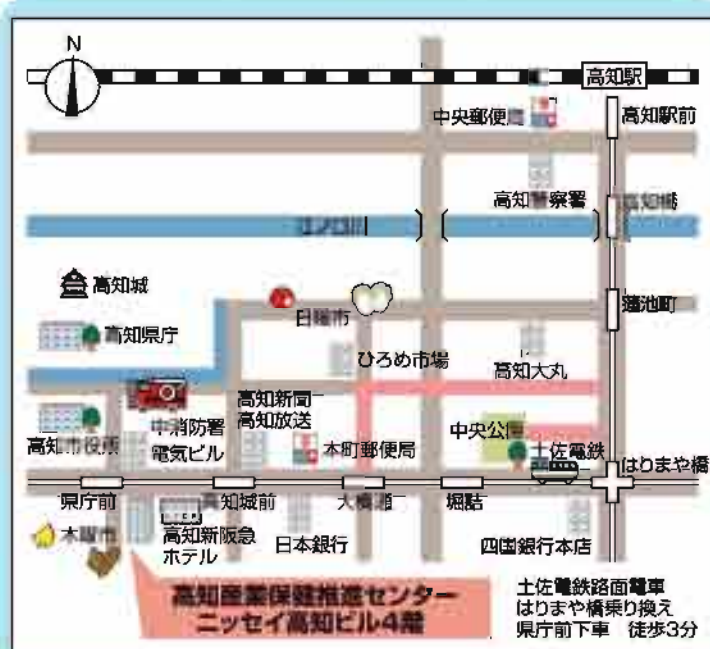
RESEARCH

助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。
◇深夜業に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



SUBSIDY



**無料
です**

ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00~PM5:00
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

独立行政法人労働者健康福祉機構 高知産業保健推進センター

〒780-0870
高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階
TEL 088-826-6155(代) FAX088-826-6151

- ホームページ
<http://www.kochisanpo.jp/>
- Eメール
info@kochisanpo.jp